

地区

避難所

ペット同行避難受入れマニュアル



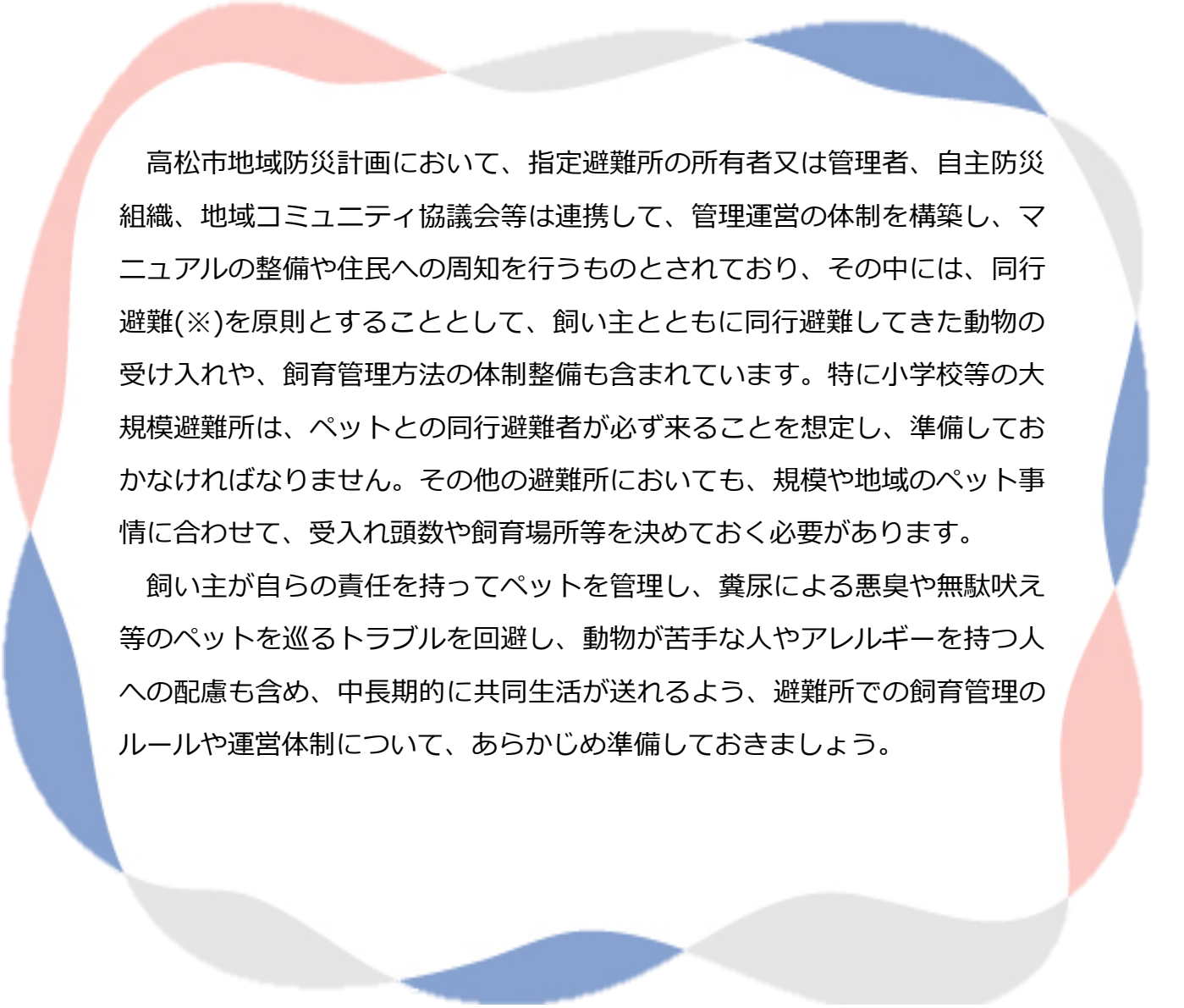
災害時には人命が最優先されますが、ペットが家族の一員であるという意識が一般的になりつつある今、飼い主がペットのために自宅に留まることを優先し、二次災害に遭う、あるいは、取り残されたペットが放浪・野生化し、他人に危害を及ぼしてしまう等といった被害をできる限り回避するため、飼い主がペットを連れて避難を行う「同行避難」が推奨されています。

子どもの数よりペットの数の方が多いといわれる昨今、ペットを連れた飼い主が、躊躇なく避難できる体制を作り、ペットを飼っている人の安全を確保する必要があります。

この手引きは、避難所での「同行避難」の受入れ体制や、受入れ後の対応等に係る注意点をまとめてあります。地域の防災対策の一助としてください。

令和 7 年 1 月

高 松 市



高松市地域防災計画において、指定避難所の所有者又は管理者、自主防災組織、地域コミュニティ協議会等は連携して、管理運営の体制を構築し、マニュアルの整備や住民への周知を行うものとされており、その中には、同行避難(※)を原則とすることとして、飼い主とともに同行避難してきた動物の受け入れや、飼育管理方法の体制整備も含まれています。特に小学校等の大規模避難所は、ペットとの同行避難者が必ず来ることを想定し、準備しておかなければなりません。その他の避難所においても、規模や地域のペット事情に合わせて、受入れ頭数や飼育場所等を決めておく必要があります。

飼い主が自らの責任を持ってペットを管理し、糞尿による悪臭や無駄吠え等のペットを巡るトラブルを回避し、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人への配慮も含め、中長期的に共同生活が送れるよう、避難所での飼育管理のルールや運営体制について、あらかじめ準備しておきましょう。

※同行避難とは

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

【目 次】

I 平常時の対策・準備

- 1 ペットの受入れ検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 飼育場所の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 必要な物資の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 ペット飼育管理のルール作り・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 地域住民への周知・啓発及び同行避難訓練・・・・ 9

II 同行避難受入れの流れ

- 1 受入れチェック・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 ペットの届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 ペット飼育場所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

III 避難所における動物の管理

- 1 ペットの飼育管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 情報収集・発信と支援要請・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 トラブル防止と対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 退所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

IV 関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

<避難所運営マニュアル作成の手引きの使い方>

この手引きに沿って  に書き込むことで、避難所運営マニュアル作成の参考にさせていただくことができますので、ご活用いただければ幸いです。

I 平常時の対策・準備

1 ペットの受入れ検討

避難所におけるペットの取り扱いが十分に想定されていないと、様々なトラブルが発生する要因となります。また、避難した飼い主が、自宅に残したペットの様子を見に行ったり、迎えに戻ったことで、二次災害に巻き込まれた事案もあります。

全ての住民の安全を確保するためには、『ペットを連れた飼い主が避難してきた場合に、どう対応するのか？』を、事前に考えておく必要があります。

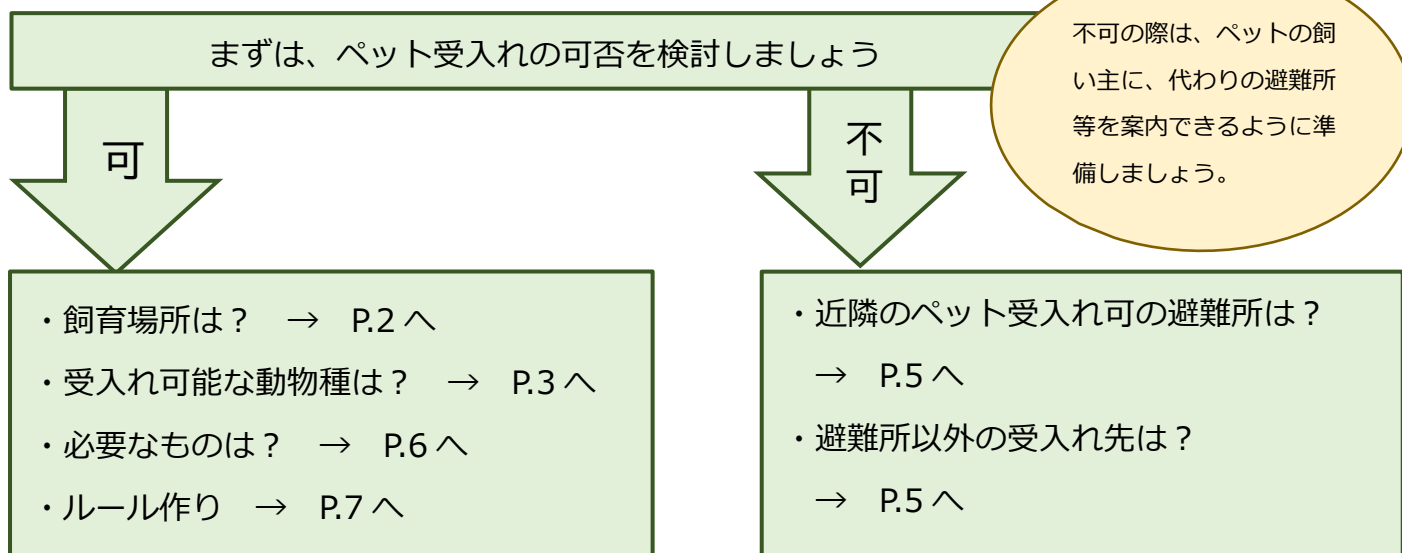
高松市では、避難所でのペットの受入れは原則『可』としています。但し、避難してくる人の中には、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、避難所の居室内へのペットの持ち込みは、原則禁止としています。

各避難所で、ペットの受入れ可否について検討の上、『どこに飼育場所を確保できるのか？』を、考えてください。

避難所の運営者と住民で、ペットの同行避難について、共通認識を持つことが大事です。



<ペットの受入れ検討作業イメージ>



2 飼育場所の検討

ペットの同行避難の受入れ方法は、避難所の規模や設備が異なるため、避難所ごとに決めておく必要があります。避難所には動物が苦手な方やアレルギーを持っている方も来ます。また、鳴き声や臭いは、トラブルの原因につながるので、まずは飼育場所をどこに設置するか、検討しましょう。

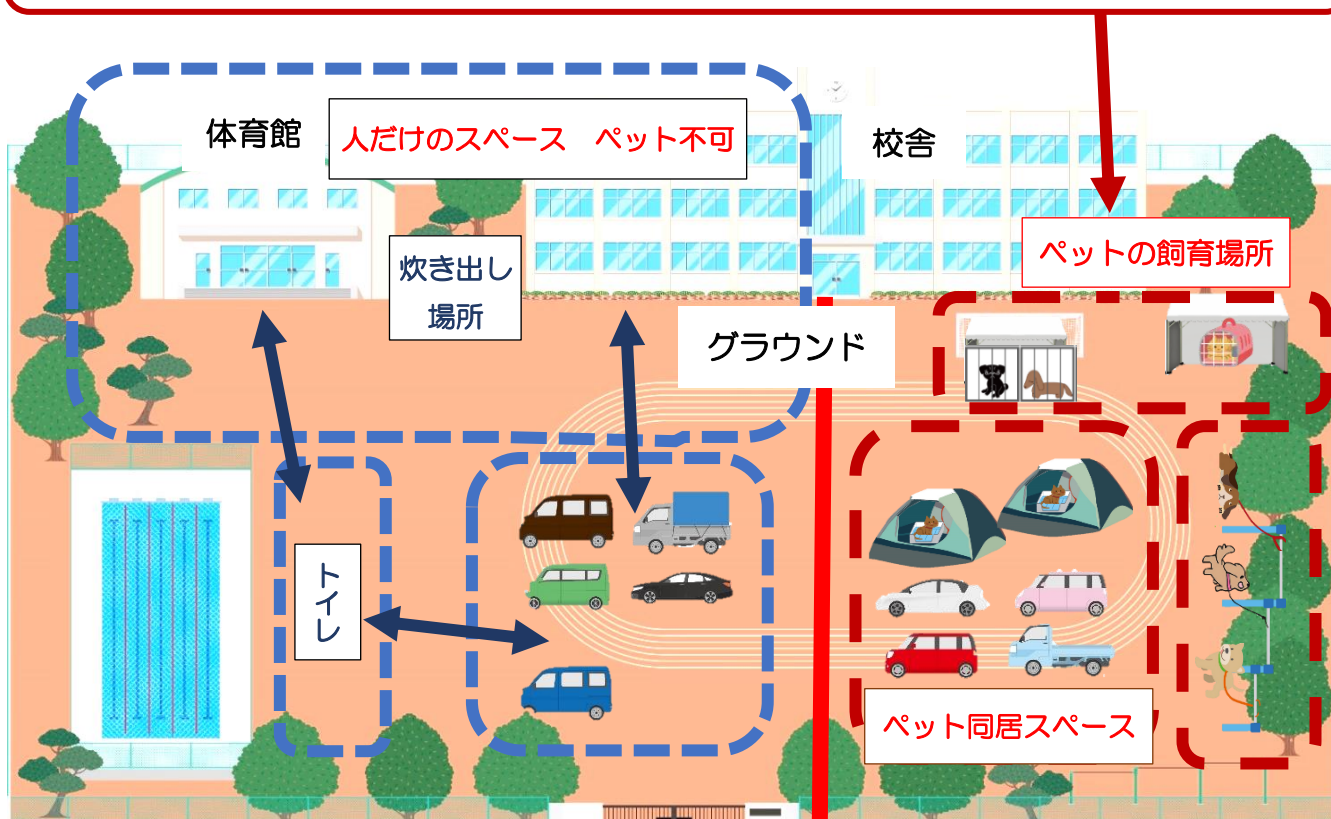
<飼育場所選定のポイント>

- **人の居室と隔離**（臭い・鳴き声、感染症やノミダニ予防）
- **人の動線と重ならない**（人や動物のストレス発生、事故防止）
- **風雨や暑さがしのげる**（屋外の場合、木陰やテント等の設置ができる場所）
- **清掃・管理がしやすい**（給水設備が近くにある、床が耐水性など）

<飼育場所の設置例>

人の動線と重ならない場所を飼育場所とします。

駐輪場や遊具、サッカーゴール等をテントやブルーシート等で覆うことで、屋外飼育場所になります。



車内やテントの中は、熱中症やエコノミー症候群に注意！

避難所の規模によっては、飼育場所を複数選定することで、様々な要件に対応できるようになります。

<様々な要件とは？>

- ☐ 動物種(犬と猫、大型動物と小動物など)
- ☐ 動物の状況(健康状態、不妊去勢の有無、しつけ等)など

<選定例>

飼育場所	1 - 5 教室	屋内 ・ 屋外
屋内の場合、 飼い主同居の可否	可 ・ 否	
屋外の場合、 屋根の有無	有 ・ 無 (テント ・ 木陰 ・ 代用品)	
飼育方法	キャリー又はケージ飼育 ・ 係留飼育 ・ 車内 ・ 他	
飼育できる動物種	小型犬 ・ 中型犬 ・ 大型犬 ・ 猫 ・ 小動物 ・ 他	
飼育できる頭数	10 頭	
備考	頭数はあくまで目安	

屋外飼育の場合、直射日光や雨風の影響を受けにくい場所を選びます。
例) 建物に囲われている場所、軒下、木陰等

飼育場所	駐輪場	屋内 ・ 屋外
屋内の場合、 飼い主同居の可否	可 ・ 否	
屋外の場合、 屋根の有無	有 ・ 無 (テント ・ 木陰 ・ 代用品)	
飼育方法	キャリー又はケージ飼育 ・ 係留飼育 ・ 車内 ・ 他	
飼育できる動物種	小型犬 ・ 中型犬 ・ 大型犬 ・ 猫 ・ 小動物 ・ 他	
飼育できる頭数	5 頭	
備考	屋根がない場所は、テントやブルーシートを屋根の代わりにします。	

※ペット飼育場所が確保できる場合、ペットの飼育場所を選定してみましょう。



避難所のペット飼育場所

飼育場所		屋内 ・ 屋外
屋内の場合、 飼い主同居の可否	可 ・ 否	
屋外の場合、 屋根の有無	有 ・ 無（ テント ・ 木陰 ・ 代用品 ）	
飼育方法	キャリー又はケージ飼育 ・ 係留飼育 ・ 車内 ・ 他	
飼育できる動物種	小型犬 ・ 中型犬 ・ 大型犬 ・ 猫 ・ 小動物 ・ 他	
飼育できる頭数	頭	
備考		

飼育場所		屋内 ・ 屋外
屋内の場合、 飼い主同居の可否	可 ・ 否	
屋外の場合、 屋根の有無	有 ・ 無（ テント ・ 木陰 ・ 代用品 ）	
飼育方法	キャリー又はケージ飼育 ・ 係留飼育 ・ 車内 ・ 他	
飼育できる動物種	小型犬 ・ 中型犬 ・ 大型犬 ・ 猫 ・ 小動物 ・ 他	
飼育できる頭数	頭	
備考		

※飼育場所の確保ができない場合、近くの避難所や受入れ施設と調整し、案内できるようにしておきましょう。

☐ 近隣のペット受入れ可の避難所

避難所名	
避難所所在地	
飼育場所	屋内 ・ 屋外
飼い主同居の可否	可 ・ 否
飼育できる動物種	小型犬 ・ 中型犬 ・ 大型犬 ・ 猫 ・ 小動物 ・ 他
飼育できる頭数	頭
備考	

☐ 避難所以外の受入れ先

受入れ先名	
所在地	
飼育できる動物種	小型犬 ・ 中型犬 ・ 大型犬 ・ 猫 ・ 小動物 ・ 他
飼育できる頭数	頭

盲導犬等の身体障害者補助犬は、居室への同伴が必要

身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共施設等不特定多数の者が使用する施設における同伴は認められています。

ただし、避難所内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、あらかじめ、身体障がい者と補助犬に適切なスペースや個室（動線が交わらないよう注意）を用意する必要があります。



3 必要な物資の準備

ペット同行避難の受入れに必要な物資を、各避難所で事前に準備しておきましょう。

ペット同行避難必要物資

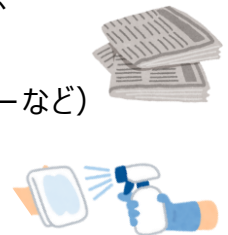
<飼育場所を設置するために必要>

- ☐ 飼育場所を区画するための、ロープや三角コーン等
- ☐ 屋外飼育場所の屋根等に使用する、テントやブルーシート
- ☐ 床材や屋根等を補強するための、養生テープ又はガムテープ



<飼育管理に必要>

- ☐ 寒さや騒音防止に使用する、段ボールや毛布
- ☐ ペットシーツの代わりに、犬や猫の排せつ物の処理に使用したり、床材として使用する、新聞紙
- ☐ 飼育場所周囲を消毒するための、消毒剤（アルコール、ハイターなど）
- ☐ 動物用ケージ、係留用ロープ、首輪など（※）



※係留用ロープや首輪等の飼育管理用品は、飼い主が持参するものです。

ただ、被災状況によっては、持参できない場合もあるため、念のため準備しておくが良いでしょう。

飼い主とペットは同居？別居？

原則、避難所ではペットと飼い主は別居ですが、避難所の規模によっては、他の避難者とは別に、飼い主とペットが同居できるスペースを確保できるか、検討しておきましょう。

ペットは、飼い主と一緒にの方が不安がなく、無駄吠え等のトラブルを防ぐ場合があります。また、ペット同居スペースがあることによって、飼い主同士が、協力しあったり、配慮しやすくなることもあります。



4 ペット飼育管理のルール作り

避難所での、ペットによる人への危害・迷惑防止や、環境衛生の維持のため、基本的なルールを事前に作成しておきましょう。

＜ルール作りのポイント＞

□ 飼い主が、責任もって飼育管理すること

（原則、飼い主自身が飼育管理すること、また、ペットによるトラブルについて、飼い主が対応することも張り紙等で周知しましょう。）

□ 飼育する場所や時間を決める

（給餌や散歩をするとき、ペットが興奮し、騒ぐ場合があります。他の避難者の迷惑とならないよう、時間を決め、早朝や真夜中は避けること、その他、散歩、排泄、毛の手入れ等をする場所や、飼育管理で生じるゴミを捨てる場所も決めておきましょう。）

□ 飼育場所は飼い主以外は立入禁止

（ペット飼育場所等は、事故防止のため、飼い主以外の人は立ち入り禁止にしたほうが良いでしょう。）

※ルールに従えない、あるいは、無駄吠え等の問題行動に対し、適正な避難所運営の観点から、飼い主が対処できなければ、受入れ拒否もやむ負えないことも記載しておきましょう。



※避難所ごとのルールを作成してみましょう。



避難所のペット飼育ルール

- ✓ ペットの飼育管理（給餌・清掃・糞尿処理・散歩等）は、原則、飼い主が責任もって行うこと。
（飼い主同士で世話の協力が可能なら、当番制等にもすることも可）。
- ✓ 指定の場所でペットを飼育管理し、それ以外の場所にはペットを入れないこと。また、関係者以外は飼育場所に立ち入らないこと。
- ✓ 飼育場所等の設置や、衛生的な保持について、飼い主同士で協力して行うこと。
- ✓ 飼育場所と受入れ可のペットは、別紙（参考：マニュアル P.3）のとおりです。
- ✓ ペットはケージやキャリーに入れる、又は、ロープ等で係留し、ペットの情報や飼い主の氏名・連絡先・待機場所を書いた情報を明示すること。
- ✓ 給餌・清掃は次の時間帯で行うこと。
 - ◇ 時間帯 1 : _____ 時から _____ 時まで
 - ◇ 時間帯 2 : _____ 時から _____ 時まで
- ✓ 給餌の食べ残しや排せつ物は放置せず、_____ に捨てること。
- ✓ 散歩や手入れ等は次の場所と時間帯で行うこと。
 - ◇ 場所 : _____ ・ _____
 - ◇ 時間帯 1 : _____ 時から _____ 時まで
 - ◇ 時間帯 2 : _____ 時から _____ 時まで
- ✓ 鳴き声や臭い等、ペットの問題案件の発生防止に努めること。また、ペットに関するトラブルは、飼い主が責任を持って対処すること。
- ✓ ルールに従わない場合は、ペットの受入れを拒否します。
- ✓ その他、避難所管理者の指示に従うこと。

～必要な項目が他にあれば追記し、不要な項目は取り消し線を引く～

5 地域住民への周知・啓発及び同行避難訓練

ペットの飼い主が、どこに避難していいか計画を立てやすくし、災害時の混乱を避けるため、あらかじめ、ペットの同行避難受入れ可否について、チラシ等（参考例）で事前に周知しておきましょう。

受入れ可能な場合、飼育場所や飼育管理のルール、事前に必要なペット災害対策についても、一緒に周知しておくといいでしょう。

<周知内容>

- ☐ ペットの同行避難 受入れの可否
- ☐ 受入れ可能な動物種と頭数（※１）
- ☐ 飼育管理のルール
- ☐ 飼い主が準備しておくこと（※２）
 - ・所有者明示（鑑札、迷子札、マイクロチップ等）
 - ・基本的なしつけ（無駄吠え防止、トイレトレーニング、ケージトレーニング）
 - ・健康管理（ワクチン接種、不妊去勢手術等）
 - ・物資の備え（エサ、水、ケージ、リード、ペットシート等）

※１ 事前に、避難対象者に対し、ペットの飼育状況等についてアンケートを実施しておく、地域で飼育されているペットの種類や頭数等について把握ができ、必要な飼育場所の規模等を想定することができます。

※２ 環境省が作成しているリーフレット「備えよう！いつもいっしょにいたいから」
（https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2309a.html）も、ご活用ください。

同行避難訓練をしてみませんか？

ペット同行避難訓練は、飼い主がペットのために準備することや、心構えなどが分かる良い機会となります。また、避難所では、受入れ方法や飼育場所などを検証することもできます。

ペット同行避難訓練の実施等で分からないことがありましたら、高松市保健所生活衛生課（動物管理係）まで御相談ください。



Ⅱ 同行避難の受入れの流れ

1 受入れチェック

災害発生時に避難者がペットと同行避難をしてきた場合、ほかの避難者への危害を防止する観点から、ペット同行避難者専用の受付窓口を設置すると良いでしょう。

受入れ可能か判断するために、チェック項目を準備して、受入れに問題ないと判断されるまで、飼育場所への案内は避けましょう。なお、避難所での対応が難しいと判断した場合は、受入れを断ります。

- 可能な限り、ペット同行避難者専用の受付を用意
- 受入れ可能な動物かチェック
- 受入れ不可の場合は、代替場所を案内

2 ペットの届出

受入れ可能であれば、避難者カードとは別に、**ペットカード**にペットの情報を記入してもらいます。ペットカードは1頭ずつ記入することで、ケージ等に掲示する標識の代わりにもなります。また、ペットカードの情報から、**ペット同行避難者台帳**を作成すると、避難所での管理がしやすくなります。

なお、飼い主には、ペット飼育管理のルールや飼育場所のチラシを配布し、ルールを守るよう周知しましょう。

- 飼い主がペットカードを記入
- 飼い主に、飼育管理のルールや飼育場所の地図を配布及び説明
- ペットカードからペット同行避難者台帳を作成

3 ペット飼育場所の設置

あらかじめ決めている飼育場所を示した地図等を飼い主に渡し、飼い主とともに、飼育場所を設置します。

- ロープ等による他の居室等との区画
- 必要に応じた雨風対策
- 関係者以外立ち入り禁止の掲示
- 飼育管理ルールの掲示
- ケージ等に飼い主とペットの情報を掲示

☆ペットカード（例）

飼主氏名			連絡先		
動物種	犬・猫・他（ ）				
名前			品種		
年齢			毛色		
大きさ	大型（15 kg以上）・中型（10～15 kg）・小型（10 kg未満）				
性別	オス・メス		不妊去勢手術	済・未・不明	
登録情報	犬の場合	登録	有（番号 ）・無		
		狂犬病 予防注射済票	有（番号 ）・無		
	マイクロチップ		有（番号 ）・無		
所有者明示	有（鑑札等・迷子札・マイクロチップ°・他 ）・無				
ワクチン接種	有（ ）種混合・無		ノミダニ予防	有・無	
持病	無・有（ ）				
性格	例）おとなしい、怖がり、人懐っこいなど				
特徴	例）たれ耳、巻尾、目が青いなど				
届出番号※			飼育場所※		

※避難所運営側が記入する欄

☆ペット同行避難者台帳（様式例）

届出 番号	入所日	退所日	動物種	品種	性別	ペット名	飼い主氏名	連絡先	備考



避難所の同行避難受入れ条件

1. 全般

- ☐ 受入れできる動物種及び頭数
- ☐ キャリーやケージ、リード、エサ等を持っている
- ☐ 飼育管理のルールを遵守できる

2. ペットの性格や状態

- ☐ ワクチンやノミダニ予防が済んでいる
- ☐ 不妊去勢が済んでいる
- ☐ 攻撃性がない（人や他の犬猫に危害を与えるおそれがない）
- ☐ 無駄吠えが少ない
- ☐ ケージや係留に慣れている
- ☐ 感染性の病気にかかっていない

3. その他

- ☐ ルールに従えない場合は、受入れ拒否になることへに同意できる
- ☐
- ☐



避難所飼育場所チェック

- ☐ ロープや三角コーン等による区画
- ☐ 飼育場所であり、関係者以外立ち入り禁止の旨を掲示
- ☐ （屋内の場合）床などにブルーシート（汚れや寒さ防止）等を設置
- ☐ （屋外で風雨等がしのげない場所の場合）テントの設置や、ブルーシート等で屋根や壁をつくる
- ☐ 飼育管理のルールの掲示
- ☐

～必要な項目が他にあれば追記し、不要な項目は取り消し線を引く～

※ペットを同行していない避難者に対しても、次の点に留意して、対応しましょう。

◆ **ペットを自宅に置いてきている避難者**

受付時に聞き取りし、飼い主が、ペットを心配して避難を拒むことがないように、ペットに関する支援を受けることができるよう、配慮しましょう。

◆ **ペットとはぐれている避難者**

保健所に連絡するよう伝えましょう。数が多い場合は、避難所でペット迷子情報をまとめて保健所に連絡し、保健所に保護されているペットの情報とともに掲示板に掲示するなど、ペットが飼い主の元へ戻れるように協力しましょう。

◆ **ペット同行避難していない他の避難者**

受付時にペット飼育場所について周知し、ペットのストレス防止や、避難者への危害防止のために、飼育場所は関係者以外立ち入り禁止であること、動物には安易に近づかないことを周知しましょう。

スターターキットって？

災害時において、マニュアルを熟知していない方でも、ペット同行避難に関する適切な対応ができるように、簡易的な指示書や、資材をまとめた「スターターキット」を準備しておきましょう。

＜スターターキットに入れるもの＞

- ☐ ミッションカード（受付や飼育場所の設置等の指示が記載）
- ☐ 各種様式
- ☐ 各種掲示用ポスター（案内・ルール・立入禁止・事故防止など）
- ☐ 飼育場所などの地図
- ☐ 飼育管理のルール
- ☐ ガムテープ、ビニールシート、ロープなどの資材



Ⅲ 避難所における動物の飼育

1 ペットの飼育管理

避難所でのペットの飼育管理や、飼育場所等の衛生保持は、飼い主の責任のもとで実行します。飼い主には、飼育管理について次の点に注意し、他の避難者への迷惑防止や、ペットの体調管理等にも努めるよう伝え、飼育管理のルールと共に飼い主に知らせましょう。

<ペットの飼育管理における注意点>

☐ ケージを覆う

ストレスや寒さ防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、周りからの刺激をなるべく抑えてあげましょう。

☐ 係留はしっかり

リードなどで係留して飼育する場合、逸走防止のため、係留器具や首輪等をしっかり点検しておきましょう。

☐ おとなりさんにも気を付けて

ペットが他の動物に対して攻撃性がある、不妊去勢手術をしていない等の場合、他の動物との事故防止のため、スペースに余裕があれば、離して飼育しましょう。

☐ 飼育場所は清潔に

食べ残したエサは置きっぱなしにせず、片づけましょう。また、糞尿の処理や、ケージ周辺の掃除を行いましょう。

☐ こまめなお手入れを

定期的な毛の手入れや散歩は、毛の飛散やストレスによる鳴き声防止等になり、ペットの体調不良にも気づきやすくなります。

☐ 不用意にさわらせない

ペットによっては、知らない人に見られたり触られたりすることでストレスがたまってしまうこともあります。事故防止のためにも、飼い主以外の人簡単に触らないような措置を行いましょう。

例) ケージ等に「さわらないで!」「近づかないで!」「のぞかないで!」「咬みます!」等の警告文を掲示する。

2 情報収集・発信と支援要請

避難所におけるペットの同行避難の状況等について、市災害対策本部に情報発信してください。

また、ペット飼育に関する支援の要不要を同行避難者に聞き取り、必要な場合は市災害対策本部へ支援の要請を行いましょう。

＜ペットに関する支援要請のための聞き取り内容＞

- ☐ エサが足りているか
- ☐ ケージやリード等の飼育の物資が足りているか
- ☐ ペット飼育に関する困りごとや相談があるか など

また、市災害対策本部からの情報を共有するため、「ペット広報掲示板」や「伝言板」等を設置します。

香川県動物救護本部

大規模災害発生時、香川県は、被災地の情報を収集・分析し、被災地における対策が必要と判断した場合、「香川県動物救護本部」及び災害対策拠点を設置します。香川県獣医師会等と連携し、被災動物の救護活動の他、避難所におけるペットの飼育に関する支援や、物資の調達及び配布等を行います。

市災害対策本部は各避難所からの要請を受け、必要に応じて、香川県動物救護本部へ支援要請し、避難所における同行避難運営の支援にあたります。

ペット広報掲示板とは？

ペット飼育のルールや支援情報のほか、ペットの行方不明情報や保護情報など、ペットに関する情報の提供の場として、掲示板を設置しましょう。

＜掲示板の情報例＞

- ペット飼育のルール
- 保護しています／探しています
- 物資配布等の支援情報

3 トラブル防止と対応

避難所生活が長期化する場合には、避難所でのペット飼育に伴うトラブル発生防止やその解決のため、飼い主の中からペット飼育管理に関する飼育代表者を指定しておきます。原則として、トラブルの解決は個人で対応せず、グループ全体の責任で対応するようにしましょう。

重大なトラブルや避難所運営に係るトラブルについては、避難所運営組織とも協議し、解決に努めるようにします。また、その対応状況と結果については、避難所の避難者全体に周知するように努めましょう。

4 退所

飼い主が避難所を退所する時は、原則、ペットと一緒に退所してもらいます。その際、必ず、飼い主に、飼育場所の清掃及び消毒を行ってもらいましょう。

<清掃・消毒方法の一例>

- ☐ ケージや敷いてあったシート、新聞紙等を片付ける。
- ☐ 廃棄物や抜け毛等を取り除く。
- ☐ 汚れをとるために拭き掃除し、最後、消毒を行う。

消毒例：0.05～0.1%希釈した塩素系漂白剤

(希釈方法 500mlの水+塩素系漂白剤 キャップ1～2杯)

ペットだけ先に退所？

災害が落ち着いてきたら、先にペットだけを、より飼育に適した場所に移動した方が、飼い主やペットの負担軽減につながる場合もあります。

※一時預かりを依頼する場合、期限を決めるなど、計画を立てましょう。

<移動先の例>

- あらかじめ決めておいた遠方の親戚や知人
- 自宅が安全で、定期的に世話に戻れる場合はペットを自宅に戻す
- ボランティアや愛護団体等によるペットの一時預かり 等

ペットにとって飼い主と一緒にいることを忘れずに！

IV 関係機関

【関係機関一覧】

名 称	連絡先	備 考
高松市保健所生活衛生課	087-839-2865	被災動物に関すること
高松市総務局危機管理課	087-839-2184	災害に関すること
香川県健康福祉部生活衛生課	087-832-3178	動物救護本部 事務局
さぬき動物愛護センター	087-849-1011	災害対策拠点
公益社団法人 香川県獣医師会	087-874-1877	動物救護活動への協力

【災害時の組織体制図】

